

全町民に「マイナンバー」

～連載第1回 マイナンバーって何だろう?～

住民課 ☎823-9205 FAX 823-9627

マイナちゃんが
マイナンバーの基本的な
質問にお答えします。



前月号でお知らせした「マイナンバー制度」。今月号から、連載でその詳細をお伝えしていきます。マイナンバー制度の公式キャラクター「マイナちゃん」に説明してもらいましょう。今月号は、「マイナンバーって何だろう?」です。

①自分のマイナンバーはいつわかるの?

マイナンバーは、今年10月から、住民の皆さんにお知らせするよ。
マイナンバーは12桁の数字なんだけど、この番号は一生使うことになるから大切にね。



②マイナンバーはいつから誰がどのような場面で使うの?



マイナンバーは、平成28年1月から使うようになるよ。
何に使うかと言うと、社会保障や、税、災害対策の分野だね。
国の機関や役場などで年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続をする時、申請書等にマイナンバーを記入するようになるよ。
他にも、税や社会保障の手続きのため、勤務先や保険会社などにもマイナンバーの提出を求められることがあるよ。

そして、民間企業でもマイナンバーが必要になってくるよ。民間企業では、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続や、従業員の給料から源泉徴収して税金を納めたりしてるけど、それらの手続を行うためにマイナンバーが必要なんだ。だから、企業や団体にお勤めの方は、勤務先にご本人やご家族のマイナンバーを提示する必要があるんだよ。

③マイナンバーは自由に使っているの?

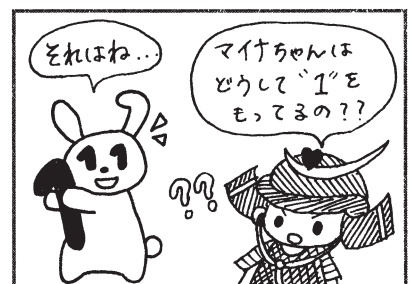
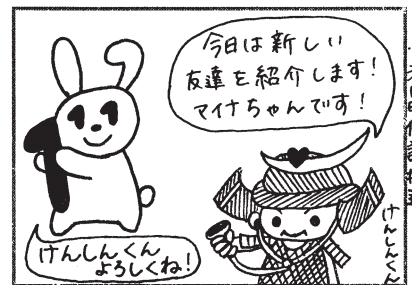
何でもかんでもマイナンバーを使って良いと言う訳ではないんだよ。社会保障、税、災害対策の手続のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供することで、法律で決まっているんだ。むやみに他人にマイナンバーを教えたら駄目だよ。

もし、他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に不当に提供したりすると、処罰の対象になるよ。大事な個人情報だからね。
「個人情報 leaked たりしないか」、「他人の成りすましがいるんじゃないか」など、不安になってくるよね。それでは来月、個人情報の管理についてお話をするね。



はじめまして

マイナちゃん! vol.1



Jyumin

マイナちゃんの解説、いかがでしたでしょうか? もっと詳しく知りたい人は、内閣官房のホームページやコールセンターをご利用ください。

【内閣官房のマイナンバーホームページ】 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kojinjoho/index.html>

【コールセンター：日本語対応】 0570-20-0178 <全国共通ナビダイヤル>

【コールセンター：外国語対応】 0570-20-0291 <全国共通ナビダイヤル>

全町民に「マイナンバー」

～連載第2回 個人情報の管理について～

住民課 ☎823-9205 FAX 823-9627

マイナちゃんが
マイナンバーの基本的な
質問にお答えします。



前月号から始まった、マイナンバー制度の連載。今月号では、情報保護の話をお伝えします。前月号に引き続き、「マイナちゃん」に登場してもらいましょう。

①制度は整っているの？

マイナンバーは、法律や条例で決められたもの（社会保障や税、災害対策の手続のためなど）でしか使ってはいけないと決まっているんだ。

海田町では、個人情報が保護される仕組みを作って、きちんと保護できているか評価し、公表するよ。また、特定個人情報保護委員会というところが、監視監督をしっかり行っていくよ。

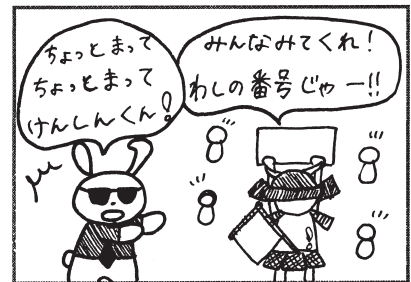
そして、他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人に不当に提供したりすると処罰の対象になるんだよ。



おしえて!

マイナちゃん Vol.2

～だいたいマイナンバー～



Jyumin

②管理するシステムはどうなっているの？



みんなの情報は、これまで通り、役場が持っている情報、他機関が持っている情報、という具合に分散して管理するよ。どこかでまとめて一括管理する訳ではないよ。

また、情報を使える人を制限したり、情報のやりとりもマイナンバーではない別の暗号を使用したりと、情報管理を徹底するんだよ。

そして、平成29年1月からは「マイナポータル」と言って、自分の情報がどのようにやりとりされているか、自分のパソコンで確認できるようになるよ。

③マイナンバーと個人番号カード

個人番号（通知）カードには、マイナンバーが書いてあるから、もし、カードを無くしたら、個人番号が漏れ、悪用される可能性があるよね。だから、無くさないように気をつけてね。そして、漫画のけんしん君のように、むやみに人に教えたら駄目だよ。マイナンバーの不正コピーなども駄目だよ。最初に言ったとおり、マイナンバーを利用する事務は限られているからね。



【内閣官房のマイナンバーホームページ】

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kojinjoho/index.html>

【コールセンター：日本語対応】 0570-20-0178 <全国共通ナビダイヤル>

【コールセンター：外国語対応】 0570-20-0291 <全国共通ナビダイヤル>

全町民に「マイナンバー」

～連載第3回 事業者の皆さんへ①～

住民課 ☎823-9205 FAX 823-9627

マイナちゃんが
マイナンバーの基本的な
質問にお答えします。




マイナンバー制度は、住民の皆さんや、行政だけが扱うのではないだよ。民間事業者・法人も関わってくるよ。今月と来月で、そのことについて説明するね。

①民間事業者がマイナンバーを使うのはどんなケース？

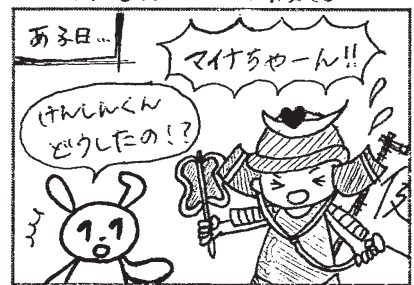
民間事業者の皆さんは、主に次のような場面で従業員のマイナンバーを記載する必要が出てくるよ。

- ・源泉徴収票の作成手続
- ・健康保険・厚生年金・雇用保険の手続
- ・証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の支払調書作成



おしえて! 
マイナちゃん vol.3

ーけんしんくんとお殿さまー



jyumin

②関係書類の様式が変わります！

上記の分野でマイナンバーを利用するようになるので、それぞれ、様式が変わってくるよ。源泉徴収票とか、給与支払報告書とか、雇用保険被保険者資格取得（喪失）届などだね。例えば、源泉徴収票はこんな風になるよ。マイナンバーの欄が出来ているね。



例) 給与所得の源泉徴収票

マイナンバー制度導入後

「控除対象配偶者」及び「扶養親族」の氏名及びマイナンバーを記載

「支払を受ける者」のマイナンバーを記載

マイナンバー制度導入前

A6サイズ

A5サイズ

※所得税法施行規則の一部を改正する省令(平成26年財務省令第53号)より抜粋

③気をつけて欲しいこと

マイナンバーは、大事な個人情報なので、取扱いに注意して欲しいね。

- ①税や社会保障という、法律で定められたこと以外では、マイナンバーを利用しないでね。例えば、マイナンバーを社員番号として使用することなどはやっては駄目だよ。
- ②従業員からマイナンバーを取得する時は、何に利用するか明示してね。
- ③従業員からマイナンバーを取得したら、保管・廃棄を適切にしてね。マイナンバーの取扱いは、個人情報保護法より厳格な保護措置が設けられているので、もう一度、情報漏えい対策を見直してね。



④法人番号

今年10月から、法人には法人番号（13桁）が指定されるよ。これは個人番号とはちょっと違って、誰でも自由に使えるものだよ。先ほどの源泉徴収票の新様式でも、「法人番号」の欄が出来ているよね。



【内閣官房のマイナンバーホームページ】 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kojinjoho/index.html>

【コールセンター：日本語対応】 0570-20-0178 <全国共通ナビダイヤル>

【コールセンター：外国語対応】 0570-20-0291 <全国共通ナビダイヤル>

全町民に「マイナンバー」

～連載第4回 事業者の皆さんへ②～

今回も事業者向けの話です。今後のスケジュールの確認と、法人番号の説明をします。

住民課 ☎823-9205 FAX 823-9627

①今後のスケジュール

まず、スケジュールを確認します。まとめると、次のようになります。対応をよろしく願います。



制度開始に向けた準備 (社内規定の見直し、システム対応、安全管理措置 など)

平成27年10月

従業員 (パートやアルバイト含む) の番号取得開始可能

平成28年1月

申請書・申告書・調書など順次番号記載開始 (厚生年金・健康保険は平成29年1月～)

マイナちゃんがマイナンバーの基本的な質問にお答えします。



②法人番号

次に、法人番号の説明をします。

法人番号って何?

1法人につき1つの法人番号(13桁)が指定されます。マイナンバーとは違って、誰でも自由に使える番号です。

※法人番号の指定の対象: ①国の機関、②地方公共団体、③会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人、④その他法人税・消費税の申告納税義務または給与などに係る所得税の源泉徴収義務を有する団体。なお、法人番号は1法人に対し1番号のみ指定されるので、支店や営業所には指定されません。

どうやったら知ることができるの?

10月にお知らせをお送りする他、国税庁HPで名称や所在地と併せて公表されます。法人情報のダウンロードも出来るようになります。

何に使うの?

法人の名称・所在地の確認が容易になります。取引先情報の登録などに使ってください。取引先情報に、法人番号を追加すれば、取引情報の集約や効率化が図れます。



☆マイナちゃんから重要なお知らせ☆

10月から、皆さんにマイナンバーをお知らせしていきますが、通知カードは「住民票の住所地」に「簡易書留」で送付します。通知カードが届くように、居住地の届け出は正確をお願いします。

なお、やむを得ない理由により住民票の住所地で受け取ることが出来ない人は、居所情報登録申請書(海田町などの市区町村窓口や、総務省や海田町のHPから入手やダウンロードができます)を、住民票のある住所地の市区町村に提出してください(8月24日～9月25日(必着))。その申請が認められれば、登録された居所に通知カードを送付します。

やむを得ない理由

- ・東日本大震災による被災者で、住所地以外の居所に避難している人
 - ・DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者で住所地以外の居所に異動している人
 - ・一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所している人 など
- 詳しくは、内閣官房のマイナンバーホームページや、コールセンター、役場などに相談してください。

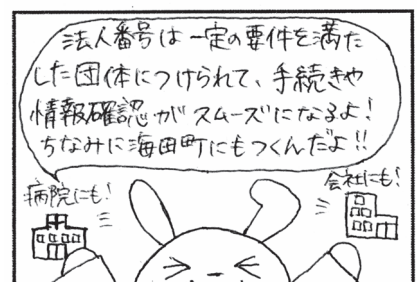
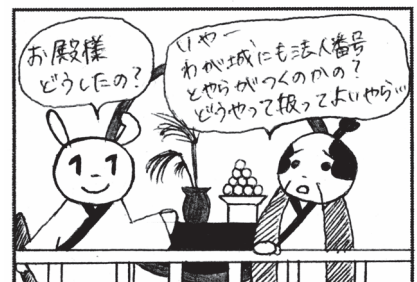
【内閣官房のマイナンバーホームページ】 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kojinjoho/index.html>

【コールセンター: 日本語対応】 0570-20-0178 <全国共通ナビダイヤル>

【コールセンター: 外国語対応】 0570-20-0291 <全国共通ナビダイヤル>

おしえて! マイナちゃん vol.4

—お城にも法人番号!?—



kyumin

全町民に「マイナンバー」

～連載第5回 マイナンバーをお知らせします～

[通知カード]

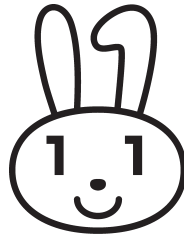
住民課 ☎823-9205 FAX 823-9627

(表)

今月から、いよいよマイナンバーをお届けします。

左の図のようなお手紙が、地方公共団体情報システム機構から簡易書留で届きます。大事なものなので、確実に受け取ってください。

10月中旬から順次お届けし、11月末までには全住民の人に届く予定です。

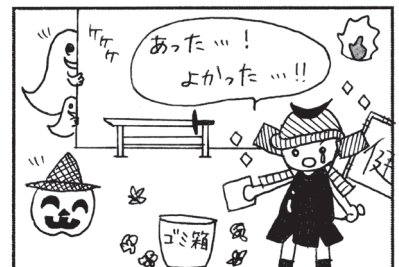
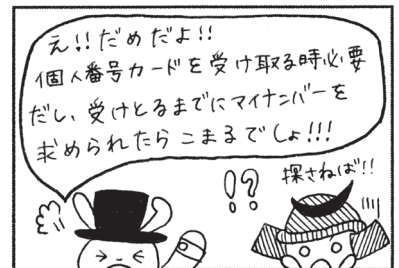
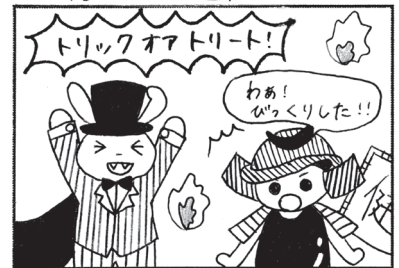


マイナちゃんが
マイナンバーの基本的な
質問にお答えします。



おしえて!
マイナちゃん vol.5

- 捨てないで! 通知カード -



juumin

この通知書の、上の部分は切り取ってカードとして保管してください。住所・氏名・生年月日・性別に加えて、12桁の個人番号が書いてあります。この番号がマイナンバーなので、「マイナンバーを教えてください」と言われた時に直ぐに出せるように、大事に管理してください。
絶対に捨てないでください。

[個人番号カード]

ただし、このカードは、免許証などと違って本人確認書類にはなりませんので、注意してください。

本人確認書類となるものは、別に無料で作れる「個人番号カード」というものがあります。通知書の、下の部分を切り取って申請してください。スマートフォンからも申請が出来ます。この個人番号カードは、1月から配布され、使用できます。

(個人番号カード)

このカードは、本人確認書類として利用でき、マイナンバーも記載されている非常に便利なカードです。具体的に何が出来るか、次回説明します。是非、申請してください。

詳しくは、内閣官房のマイナンバーホームページや、コールセンター、役場などに相談してみてください。

個人番号カードコールセンターが開設されます

10月1日から、通知カードや個人番号カードについてのコールセンターが開設されます。配送状況などについては、次の番号に問い合わせてください。

日本語対応◆0570-783-578

外国語対応◆0570-064-738

※一部IP電話などで上記ダイヤルに繋がらない場合は下記番号におかけください。

050-3818-1250

引き続き、マイナちゃんからのお知らせです。



マイナンバーを、 きちんと受け取って活用するために

あなたのマイナンバーは、平成27年の10月以降に送付されます。
4つのポイントを確認して確実に受け取り、有効に利用しましょう。

point 1 住所確認

原則として、マイナンバーは住民票の世帯ごとにお送りします。

住民票の住所と異なるところに住んでいる人は、受け取ることができない可能性があるので注意してください。

point 2 書留の中身を確認

マイナンバーは簡易書留で届きます。以下の3つが入っているか確かめましょう。

- マイナンバーの「通知カード」
- 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- 説明書

※通知カードは大切に保管してください。

point 3 個人番号カードを申請

個人番号カードを申請しましょう。申請方法は主に2通りあります。

①郵送で申請

個人番号カードの申請書にご本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ

②オンラインで申請

スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請

※その他の方法も検討中

point 4 個人番号カードを受け取る

平成28年1月以降、ご本人が住民課（役場1階）の窓口で受け取れます。

無料で受け取れますが、その際には、以下の3つが必要となります。

- ①大切に保管していた「通知カード」
- ②個人番号カードの準備ができたことを知らせる「交付通知書」
- ③運転免許証などの本人確認書類

※受け取る際、オンラインでの本人確認などに使う、「パスワード設定」が必要になります。

お知らせ

海田町では、出前講座で、マイナンバーの説明を行っています。5人以上のグループで申し込んでください。詳細は住民課まで問い合わせてください。（海田町ホームページにも内容を掲載しています）

全町民に「マイナンバー」

～連載第6回 個人番号カードの申請を受け付けています～

住民課

☎823-9205 ☎823-9627

マイナちゃんが
マイナンバーの基本的な
質問にお答えします。



福祉保健まつりにマイナちゃん来るよ!



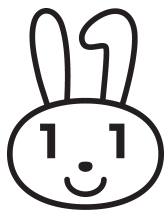
マイナンバーの通知カードは今月末までには、皆さんにお届けできる見込みです。今月末までに届かない場合は住民課（役場1階）まで連絡してください。

そして、通知カードが届いたら、是非、個人番号カードを申請してください。通知カードの下部分についている、個人番号カードの申請書にご自身の顔写真を貼り、返信用封筒に入れてポストに投函してください。また、スマートフォンからの申請もできますので、活用してください。今回は、その個人番号カードのご紹介です。

個人番号カードの特長

本人確認書類として	現在、運転免許証などを本人確認書類として使っていますが、個人番号カードは、そのような本人確認書類として使えます。
マイナンバーの記録として	マイナンバーの提示を求められた時、このカードの裏面にマイナンバーが書いてあるので、それを活用して下さい。通知カードでもマイナンバーは書いてありますが、個人番号カードなら「本人確認」と「マイナンバーの確認」が同時にできます。（通知カードでは、本人確認はできません。）
電子申請のために	カードに搭載されている電子証明書を使って、e-Taxなどの電子申請ができます。

その他、今後に向けて様々な活用が検討されています。

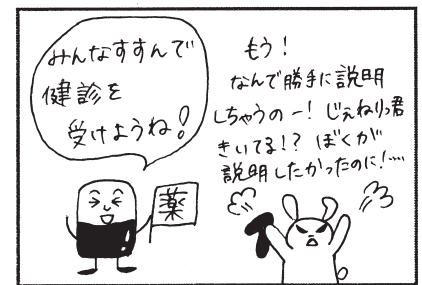
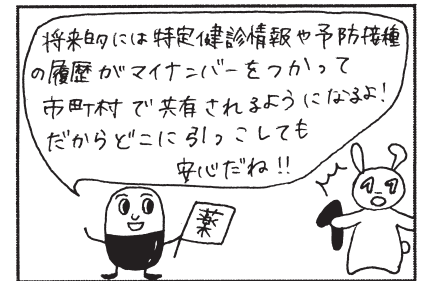


このように、非常に便利なカードです。初回発行は無料ですので、是非申請してください。



【個人番号カード】

おしえて! vol.6
- 健診にもマイナンバー?? -



jyumin

詳しくは、内閣官房のマイナンバーホームページや、コールセンター、役場などに相談してみてください。

【内閣官房のマイナンバーホームページ】 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kojinjoho/index.html>

個人番号カードコールセンターが開設されています

通知カードや個人番号カード、配送状況などについては、右の番号にお問い合わせください。

また、次のサイトでも確認できます。

個人番号カード総合サイト◆

<https://www.kojinbangocard.go.jp/index/html>

日本語対応◆0570-783-578 (ナビダイヤル)

外国語対応◆0570-064-738 (ナビダイヤル)

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は下記番号におかけください

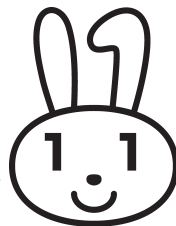
050-3818-1250

全町民に「マイナンバー」

～連載第7回 Q&Aシリーズ～

住民課 ☎823-9205 FAX 823-9627

マイナちゃんが
マイナンバーの基本的な
質問にお答えします。



みなさんに届いた通知カード。重要なものなので、しっかり管理してくださいね。今回は、これまでにいただいた、いくつかの質問にお答えします。

Q1. 通知カードと個人番号カードの違いは何？

A1. 個人番号カードは公的な身分証明書として利用できますが、通知カードは身分証明書として扱うことはできません。また、個人番号カードは、今後さまざまな分野で活用することが見込まれます。

Q2. 今もっている住基カードはどうなるの？

A2. カードに記載されている有効期限まで有効です。

Q3. 個人番号カードの有効期限は？

A3. 20歳未満は5年、20歳以上は10年です。(そのうち、電子証明書の有効期限は5年です)

Q4. 通知カードや個人番号カードを紛失したらどうなるの？

A4. まずは、警察と役場に、届け出をしてください。個人番号カードの場合は、機能を一時停止するため、個人番号カードコールセンター（日本語は0570-783-578、外国語は0570-064-738）にも電話してください。

その後、役場で再発行の手続きをしていただき、再発行します（通知カードは500円、個人番号カードは800円（電子証明書を含む場合は1,000円））。なお、個人番号の漏えいのおそれがある場合は、個人番号変更の手続きが必要です。

Q5. 個人番号カードから、個人情報が漏れるのでは？

A5. カードには、住所・氏名・性別・生年月日という基本情報と電子証明機能以外は搭載されず、税や所得の情報は各機関が管理するので、カードからそれらの情報が漏れるということはありません。

Q6. 制度を運用していく中で、情報漏えいの危険があるのでは？

A6. ①情報は一元管理せず、分散管理する ②情報連携では、情報を暗号化して連携を行う ③特定個人情報保護委員会による監視・監督を行う ④インターネットとは繋がらないネットワークで運用する など、対策をとっています。

公的個人認証サービス（電子証明書）利用者へ、大切なお知らせ☆

住民基本台帳カードで電子証明書を利用している場合、その電子証明書は発行から3年間有効です。

有効期限が切れた場合、新たに個人番号カードを取得して、電子証明書を取得することになりますが、個人番号カードは発行までに日数がかかります。特に、平成28年1月～3月は、個人番号カードの申請が集中する可能性があります。

そのため、確定申告で電子証明書を利用する人で、現在有効期限が切れている、または確定申告までに切れる人は、12月22日(火)までに、現在の住基カードで電子証明書の発行（更新）の手続きをされることをお勧めします。

12月23日(水)以降は、住基カードによる電子証明書の発行（更新）はできませんので、ご注意ください。



マイキーくん

(公的個人認証サービス公式キャラクター)

※公的個人認証サービス（JPKI）は、電子証明書を使ってe-Taxなどができるサービスです。

いかがでしたでしょうか？詳しくは、内閣官房のマイナンバーホームページや、コールセンター、役場などに相談してみてください。

【内閣官房のマイナンバーホームページ】

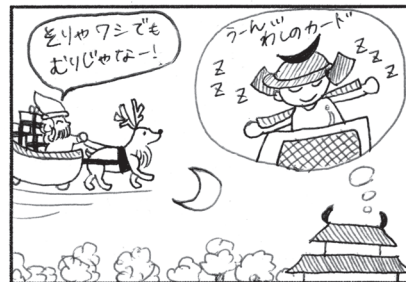
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kojinjoho/index.html>

【コールセンター】

日本語対応◆0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）

外国語対応◆0570-20-0291（全国共通ナビダイヤル）

おしえて！
マイナちゃん vol.7
— マイキーくんとクリスマス —



Jyumin

全町民に「マイナンバー」

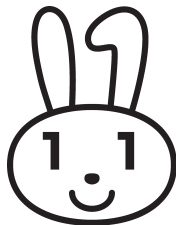
～連載第8回 マイナンバーに便乗した詐欺に注意！～

住民課 ☎823-9205 FAX 823-9627

今月1日からいよいよ、マイナンバーの利用が始まります。

しかし、早速ですが、マイナンバーに便乗した詐欺が発生しています。

次のようなものは詐欺の一例ですので、注意してください。



マイナちゃんが
マイナンバーの基本的な
質問にお答えします。



事例1

「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報調査中である」と言って、資産や保険の契約状況を聞いてくる。

事例2

「マイナンバーが順次届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きをしたか」との電話があり、「早く手続きをしないと刑事問題になるかもしれない」と言うてくる。

マイナンバーは、行政機関での手続きや、会社に提出する源泉徴収票や保険の手続き、契約中の証券会社や保険会社による税金の手続き以外で求められることはありません。

上記のような不審な電話を受けたら、次のところに相談してください。

- ・消費者ホットライン 188 (いやや!) (消費生活センターに繋がります)
- ・警察 相談専用電話 #9110 (広島県警察本部に繋がります。もしくは、海田警察署 (082-820-0110) まで連絡してください。)

マイナンバー制度全般については、内閣官房のマイナンバーホームページをご覧ください。

【内閣官房のマイナンバーホームページ】

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kojinjoho/index.html>

【マイナンバー総合フリーダイヤル (無料)】

日本語対応◆0120-95-0178

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応◆

0120-0178-26 (マイナンバー制度に関すること)

0120-0178-27 (「通知カード」「個人番号カード」に関すること)

通知カードをまだ受け取られていない方へ

郵便局での保管期間内に受け取られなかった通知カードは、役場で保管していますので、次のものを持って海田町役場へお越しください。



受け取りに必要なもの◆

- ・写真付きの本人確認書類1点 (写真付きの本人確認書類を持っていない場合、健康保険証など写真のない本人確認書類2点)

受け渡し可能日時◆平日および毎月第2土曜日 8時30分～17時15分

受け渡し場所◆海田町役場1階 住民課 (2番窓口)

おしえて!  

マイナちゃん vol.8

- A HAPPY NEW YEAR !! -



iyamin

全町民に「マイナンバー」

～連載第9回 マイナンバーの利用が始まっています～

住民課 ☎823-9205 823-9627

国民健康保険

住民課☎823-9206

- ・加入・脱退
- ・被保険者の氏名や住所の変更など
- ・療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請
- ・第三者行為による被害の届出
- ・被保険者証、高齢受給者証の再交付申請
- ・限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証の交付・再交付の申請
- ・一部負担金の免除等申請
- ・基準収入額適用申請

後期高齢者医療

長寿保険課☎823-9609

- ・被保険者証の再交付申請
- ・特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・再交付申請
- ・高額療養費の支給申請
- ・高額介護合算療養費の支給申請

介護保険

長寿保険課☎823-9609

- ・介護認定・更新・区分変更の申請
- ・被保険者証等の再交付の申請
- ・負担限度額認定の申請
- ・高額介護サービス費の支給申請
- ・特定福祉用具購入費・住宅改修費の支給申請

税金

税務課☎823-9204

- ・町・県民税申告書の提出
- ・給与支払報告書の提出
- ※平成28年分以降の所得に係る申告書等から適用
- ・償却資産申告書の提出
- ・固定資産税減免申請書の提出
- ・軽自動車税減免申請書の提出

収税対策室☎823-9226

※広報かいた1月号で納税証明などの申請に必要とお知らせしましたが、当面利用しないこととなりました。

福祉

社会福祉課☎823-9207

- ・身体障害者手帳の申請
- ・補装具の申請
- ・地域生活支援事業に関する申請
- ・障害福祉サービスの申請
- ・自立支援医療（更生医療、育成医療）の申請
- ・障害児通所支援の給付申請
- ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求
- ・特別児童扶養手当の申請
- ・特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の申請

福祉事務所☎823-9220

- ・生活保護の申請

保健センター☎823-4418

- ・精神障害者保健福祉手帳の申請
- ・自立支援医療（精神通院医療）の申請

子育て

こども課☎823-9227

- ・児童手当の新規認定請求
- ・児童扶養手当の新規認定請求
- ・保育所への入所申し込み
- ・未熟児養育医療の給付申請

学校教育課☎823-9216

- ・学校保健安全法による医療費援助に関する申請

保健センター☎823-4418

- ・母子健康手帳の交付申請（妊娠届出）

町営住宅

都市整備課☎823-9634

- ・入居申請
- ・入居者の収入申告

行政機関の各種申請書に、個人番号欄を追加しました。申請書を提出するときは、①本人確認書類での本人確認、②通知カードや住民票での個人番号の確認をしていますので、本人確認書類と通知カードを持参してください。

個人番号の記載が求められる手続きには、主に次のようなものがあります。詳しくは担当課にお問い合わせください。

おしえて! 

マイちゃん vol.9

「間違えないで!」利用と番号



全町民に「マイナンバー」

～連載第10回 マイナンバーカード（個人番号カード）を交付しています～

現在、役場窓口でマイナンバーカードを交付しています。

住民課 ☎823-9205
FAX 823-9627

交付対象者	マイナンバーカードの申請を行い、手元に交付通知書（ハガキ）が届いた人 ※マイナンバーカードが作成され次第、順次「交付通知書（ハガキ）」を送付しています。まだ交付通知書が届いていない人は、もうしばらくお待ちください。
交付日時	平日（祝日を除く月～金曜日）、および第2土曜日8時30分～17時15分 ※ただし、3月27日（日）から4月2日（土）まで、窓口を延長します。 3月28日（月）～4月1日（金）は、8時30分～19時 3月27日（日）と4月2日（土）は、8時30分～12時
交付場所	住民課（役場1階）窓口
持参するもの	交付通知書（ハガキ）、通知カード、住基カード（所有している人）、本人確認書類
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・15歳未満の人や成年被後見人の場合、本人と法定代理人の両方の来庁が必要です。 ・原則、本人の来庁が必要です。本人が来れない場合は、住民課まで相談してください。 ・交付窓口が大変混みあっており、交付まで時間がかかる可能性があります。ご了承ください。 ・通知カードと引き換えにマイナンバーカードを交付しますので、通知カードは必ず持参してください。 ・交付時に、本人確認を実施しています。交付通知書（ハガキ）、通知カードと併せて、本人確認書類として次のものを持参してください。

さよなら！
マイちゃん vol.10

— いつもみんなの近くにいろよ！ —



jyumin

本人確認書類一覧（いずれも有効期限内のもの）

1点でよいもの（顔写真付きのもの）	住基カード、マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、特別永住者証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、一時庇護許可書または仮滞在許可書
2点必要なもの（主なもの）	生活保護受給者証、健康保険または介護保険の被保険者証、各種年金証書などの証書類。 電気工事士免状・無線従事者免許証など、公的な機関が発行した免状・免許証の類。 住民名義の預金通帳、民間企業の社員証、学生証、学校名が記載された各種書類。 ※詳しくは、海田町ホームページや、住民課（役場1階）まで問い合わせてください。

昨年の広報かいた6月号から、マイナちゃん登場でお伝えしてきました、マイナンバー制度の特集記事は今回で最終回となります。これまでご愛読いただき、ありがとうございます。今後、マイナンバー制度についての質問は、内閣官房のマイナンバーホームページをご覧ください。役場などに相談してください。

【内閣官房のマイナンバーホームページ】

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kojinjoho/index.html>

【マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）】

日本語対応◆0120-95-0178

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応◆

0120-0178-26（マイナンバー制度に関すること）

0120-0178-27（「通知カード」「個人番号カード」に関すること）